

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

豊橋市長

市町村名 (市町村コード)	豊橋市 (23201)
地域名 (地域内農業集落名)	南東部
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年5月11日 (第1回)

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>施設園芸(トマト、イチゴ)、露地栽培(キャベツ)を中心に畜産(豚、鶏卵、酪農)、果樹(ナシ、ミカン)等も生産。</li><li>東細谷地区で県営ほ場整備事業を実施中。</li><li>オペレーター間で農地集約に取り組んでいる。</li></ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>経営体の不足(高齢化による離農、後継者不足、新規就農者不足、労働力不足)。</li><li>経営状況の悪化(高コスト、低利益)。</li><li>インフラの維持管理の負担(水利、修繕対応、老朽化)。</li><li>農地の集積、集約が進んでいない(中間管理機構の機能不全、非農家による相続)。</li><li>悪条件の農地の非効率性(面積狭小、水はけ、低収益)。</li><li>耕作放棄地化が進行している。</li><li>環境変化への対応が必要である(災害対策、鳥獣被害対策)。</li><li>営農型太陽光の悪影響がある(雑草、害虫、日照、フェンスで農道が塞がれる等)。</li><li>田と畑のドリフト(農薬飛散)問題がある。</li><li>農用地の適正利用がされていない土地がある。</li></ul>
---

## (2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"><li>施設園芸(トマト、イチゴ)、露地栽培(キャベツ)、畜産(豚、鶏卵、酪農)、果樹(ナシ、ミカン)等を引き続き営農する。</li><li>高収益化、経営が成り立つ儲かる農業を目指す。</li></ul>
---

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,496 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	- ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場(令和8年5月11日開催)において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

- ・豊橋市原町字東田20
- ・豊橋市原町字東田21
- ・豊橋市原町字東田25
- ・豊橋市原町字東田26
- ・豊橋市原町字東田27-1
- ・豊橋市原町字東田27-2
- ・豊橋市原町字東田27-3
- ・豊橋市原町字東田28
- ・豊橋市原町字東田29
- ・豊橋市原町字東田30
- ・豊橋市原町字東田33
- ・豊橋市原町字東田34-1
- ・豊橋市原町字東田34-2
- ・豊橋市原町字東田35
- ・豊橋市原町字東田50
- ・豊橋市原町字東田51
- ・豊橋市原町字東田52
- ・豊橋市原町字東田53
- ・豊橋市原町字東田54

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <p>農業を続けたい方には続けてもらい、担い手や拡大意向の強い農家を中心にゾーニングを図りながら集積・集約化を進める。農地耕作者等の情報を集約・共有し活用する。</p>
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>・上記の集積・集約を農地中間管理機構を周知、活用して実施する。          ・農地中間管理機構の活用が円滑に進むように市やJA等と連携して農業を担う者や土地所有者を支援する。</p>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>東細谷地区で県営ほ場整備事業を実施中。加えて、担い手や土地所有者のニーズを踏まえ、必要に応じて農用地の大区画化(畔の撤去なども含む)・汎用化等(農道整備も含む)のための基盤整備事業を検討する。</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>新規就農者や法人経営、規模の大小等に関わらず、地域への参画意向がある経営体については、地域の担い手への集積・集約に配慮しつつ、農地の情報収集に努め、将来地域農業を支えられるよう、市、農業委員会、JA等と調整、連携しサポートに取り組む。親元、新規就農者に対して地域で支援する仕組みが必要。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>必要に応じて農作業委託を検討、活用する。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①耕作放棄地の解消。
- ⑩営農型太陽光発電を実施する場合、市、農業委員会、豊橋農業協同組合等と協議し、合意を得る。
- ⑩農業体験をできる場の提供